

(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等 ★：対象要件がある支援等

ア 殺人等遺族への対応

《特徴》

殺人による被害の場合、遺族は、被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

《対応上の留意点》

1 相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等を心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

2 死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

手続きなど	内容	窓口・連絡先
●死亡の届出	犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。 検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。 「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から 7 日以内に市町村にそれを	警察署 市町

	持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。	
●司法解剖	司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復し、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。 公費搬送の区域は栃木県内となりますが、県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません。	警察署
●各種健康保険・年金の異動届	犯罪被害者が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。	国民健康保険・国民年金：各市町、日本年金機構各年金事務所 健康保険：全国健康保険協会栃木支部 厚生年金：日本年金機構各年金事務所 ※不明な場合は、勤務先にご確認ください。
●所得税・相続税の申告	〈所得税〉犯罪被害者が亡くなったことを知った日から4ヶ月以内に申告する必要があります。 〈相続税〉犯罪被害者が亡くなったことを知った日から10ヶ月以内に申告する必要があります。	(連絡先) 税務署

3 経済的支援として、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
★犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金)	故意の犯罪行為により死亡された方の遺族が被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とした見舞金制度です。 栃木県では、県、市町のそれぞれに見舞金制度があります。	(県) くらし安全安心課 (市町) 犯罪被害者相談窓口担当課
★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図りま	警察本部犯罪被害者支援室

	す。 ※申請受付は、遺族の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察署
★遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給されます。	市町
★遺族厚生（共済）年金等	厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金の受給資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。	厚生年金：日本年金機構各年金事務所 共済年金：共済組合 不明な場合：勤務先

4 こどもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★遺児の就学援助等	生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等で学資の支払いが困難と認められる（小学校入学前3年間の幼児から大学院生および外国の大学または大学院への留学生）に奨学金を支給しています。	（公財）犯罪被害救済基金 警察本部犯罪被害者支援室

5 マスコミ対応としては、以下のようなものがあります。

対応	内容	連絡先
●取材への対応	マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。	警察署 栃木県弁護士会
★異議申立て	テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。	放送倫理・番組向上機構 （TEL） 03-5212-7333 （FAX） 03-5212-7330 雑誌人権ボックス （FAX） 03-3291-1220 栃木県弁護士会

イ 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った方への対応

《特徴》

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。被害が自宅や近所で起こった場合や、加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、しばしば経済的な問題に直面することがあります。

《対応上の注意点》

1 捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★ 診断書等の公費支出	身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行っています。	警察署

2 医療費の援助として、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
● 高額療養費の支給	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。	加入している公的医療保険（健康保険組合・全国健康保険協会栃木支部・市町（国保・後期高齢者医療制度）・共済組合など） かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー
★ 高額療養費の貸付（立替）制度	加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。	同上

★第三者行為による傷病届出制度	交通事故や暴力行為(けんか)などの第三者の行為による傷病は、加害者が被害者の治療費を負担するのが原則ですが、「第三者行為による傷病届」を提出することで、健康保険を使用して治療を受けることができます(加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払います)。 手続きは、加入している保険により異なります。	加入している公的医療保険
★医療費控除	年間に支払った医療費から保険等で補てんされる金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。	税務署
★こども医療費助成制度	生まれた日から高校3年生までのこどもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。 一部の市を除き、医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。	市町
★自立支援医療費支給制度	精神通院医療、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。	市町
★ひとり親家庭医療費助成制度	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や親(配偶者のいない養育者を含む。)に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。 ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。	市町

3 障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
★犯罪被害者等見舞金 (重傷病見舞金)	故意の犯罪行為により重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とした見舞金制度です。 栃木県では、県、市町のそれぞれに見舞金制度があります。	(県) くらし安全安心課 (市町) 犯罪被害者相談窓口担当課
★犯罪被害者等給付金 (重傷病給付金・障害給付金)	故意の犯罪行為により重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。 ※申請受付は、被害者の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察本部犯罪被害者支援室 警察署
★特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。	市町
★身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。	市町
★障害者控除	本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。	税務署
★障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる場合があります。	市町
★障害厚生(共済)年金等	厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。	厚生年金：日本年金機構各年金事務所 共済年金：共済組合 不明な場合：勤務先

4 こどもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対し、	市町

	手当を支給します。	
★障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。	市町

5 加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

《連絡先》警察、（公財）栃木県暴力追放県民センター

ウ 交通事故に遭った方への対応

《特徴》

交通事故は、危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪など「犯罪」に該当する場合があるにもかかわらず、その重大性が鑑みられることなく、「事故」として周囲から捉えられ、被害者やその家族は心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることがあります。被害の重大さに比べ加害者が軽い刑罰しか与えられないと感じたり、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対して怒りを抱えている遺族も見受けられます。

《対応上の注意点》

1 交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

対応	内容
●警察への連絡	交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります。保険請求に支障が生じる場合もあります。
●警察への診断書提出	交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。 診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

2 自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

《連絡先》損害保険会社

3 損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。
 そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。
 また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

《連絡先》 栃木県交通事故相談所、栃木県交通安全活動推進センター、（公財）交通事故紛争処理センター、（公財）日弁連交通事故相談センター、（一社）日本損害保険協会 そんぽ ADR センター、（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

※（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構への相談については、自賠責保険金・共済金の支払に関する事項に限ります。

4 経済的支援として、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★ 政府保障事業	加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。	損害保険会社
★ 奨学金の貸与	交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。	（公財）交通遺児育英会
★ 交通遺児育成給付金制度	交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。	（公財）交通遺児等育成基金
★ 介護料支給、各種貸付等	自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。 また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。	（独）自動車事故対策機構（NASVA）
★ 生活資金、緊急時見舞金	交通遺児等を有する特に生計困窮度の高い家庭を対象として、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給しています。	（公財）交通遺児等育成基金

エ 性犯罪被害に遭った方への対応

《特徴》

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪で、被害者やその家族に、長期にわたって深刻な影響を与えることがあります。被害者は、性感染症や望まない妊娠・中絶など、身体的に大きなダメージを受けていることがあります。また、不眠や食欲不振などの体調不良のほか、精神的にもフラッシュバックやパニックなどの症状、自責感、孤立感、対人恐怖、集中できない、イライラしやすいなどの症状が出ることもあります。

さらに、刑事手続きが進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。

また被害者にとって、男性（女性）に対する恐怖心がある場合、女性（男性）の支援者が対応する等、被害者の希望に沿った性別の支援者が対応することが必要です。

《対応上の注意点》

1 早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。

しかしながら、性犯罪の被害者は、知人・家族などから加害を受けたことや羞恥心・恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

対応	内容
● 警察への届出	警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。 警察では、できるだけ本人の希望に沿った性別の警察官が対応するようにしています。
● 警察での事情聴取・実況見分	被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。 警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に沿えるよう配慮しています。証拠採取に関しては、専用の用具や着替えを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなど被害者等の負担軽減に努めています。
★ 警察による初診料等公費負担	一定の要件を満たす場合に、初診料等を公費で負担します。
★ 性犯罪被害相談電話 (ハートさん #8103)	警察の性犯罪被害専門の相談窓口で、匿名で相談できます。 「#8103」は全国共通ダイヤルで、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

2 すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等の証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

対応など	内容	連絡先
●とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	とちエールは、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターです。県が栃木県済生会宇都宮病院に委託して運営しています。警察への申告は抵抗があるという方には、とちエールへの相談を勧めてください。 なお、とちエールに相談した被害者等で、医療機関での診療等が必要と認められた方には、一定の要件のもとで県が医療費を公費負担します。	はやくワンストップ #8891 ※夜間・休日はコールセンターにつながり相談できます。 相談専門ダイヤル 028-678-8200
●緊急避妊	被害から 72 時間以内であれば、薬の服用により、高い割合で妊娠を回避することができます。服用開始が早いほど回避の確率が高くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。	とちエール
●証拠採取	被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。 入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。	産婦人科 ※すべての病院で対応できるわけではないので、警察、とちエールを通しての方がよい。
●病院への付添い	被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。	（公社）被害者支援センターとちぎ とちエール
●特定感染症検査	HIV 検査、梅毒検査、クラミジア検査、淋病が無料・匿名でできます。	栃木県健康福祉センター 宇都宮市保健所

3 裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★証人出廷等の配慮	性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや保護者・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。 また、事案によりますが、加害者と顔を合わせないようにするため裁判において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。 さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。	検察庁又は事件を審理している裁判所 (公社)被害者支援センターとちぎ

4 精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

《連絡先》 性犯罪被害相談電話（警察）
とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）
（公社）被害者支援センターとちぎ

コラム — 性犯罪に関する法改正 —

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、性犯罪の要件や法定刑などについて刑法が改正され、平成 29(2017)年の改正では、親告罪とされていた強姦罪（改正後は「強制性交等罪」）、強制わいせつ罪等の性犯罪は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

また、改正法が施行される前に被害に遭われた事件についても、原則として、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

さらに、令和 5（2023）年 7 月に刑法及び刑事訴訟法の一部改正が施行され、強制わいせつ罪は「不同意わいせつ罪」に、強制性交等罪は「不同意性交等罪」に改正されましたが、いずれの罪名においても告訴は不要とされております。同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性的行為がなされることが要件として定められ、暴行・脅迫・障害・アルコール・立場による影響力など、様々な具体例が明記されました。

また、性交同意年齢の引き上げや、わいせつ目的での面会要求、性的な画像の盗撮、公訴時効期間の延長など様々な規定が改正・新設されました。

オ 配偶者等からの暴力を受けた方への対応

《特徴》

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力などが含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などにより、誰にも助けを求めることができず、周囲から気付かれないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

《対応上の注意点》

- 1 相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。

「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

- 2 緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、こどもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。

なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です（なお、当該通報は守秘義務違反にあたらないとされています）。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対

する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

《連絡先》 警察署、配偶者暴力相談支援センター、医療機関

3 緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談支援センターの一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

《連絡先》 配偶者暴力相談支援センター、栃木県健康福祉センター（町部）、
各市福祉事務所（市部）

4 再被害防止のためには、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★保護命令	配偶者（事実婚を含む。）又は生活の本拠を共にする交際相手（婚姻時や交際時に暴力等を振るった元配偶者や元交際相手を含む。）から身体に対する暴力又は生命等、自由、名誉、財産等に対する脅迫を受けた者の安全を確保するため、裁判所は、被害者本人から申立てがあり、法定の要件が認められる場合に、保護命令を発令します。保護命令には、接近禁止命令、電話等禁止命令と退去命令があります。保護命令に違反した場合には、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられることがあります。 ※接近禁止命令 1年間、相手方に対して、申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令（申立人と併せて申立人と同居する未成年の子及び申立人の親族等を対象とすることも可（ただし、対象とする者の同意が必要な場合あり）。）。 ※電話等禁止命令	警察署 配偶者暴力相談支援センター 地方裁判所

	申立人への面会要求や無言電話等を禁止する命令（申立人と併せて申立人と同居する未成年の子を対象とすることも可（ただし、一部対象外の事項あり。）。）。 ※退去命令 2か月間（被害者及び相手方が生活の本拠として使用する住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合で、被害者からの申立てがあったときは、6か月間）、相手方に対して、申立人と共に生活の本拠としている住居から出て行くことを命じ、かつ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令。	
★住民票の写しの交付等の制限	配偶者からの暴力（DV）から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。 申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認を行います。	市町
★基礎年金番号の変更処理	DV 被害者は、年金相談や年金加入期間照会等に際して、被害者本人以外の者への回答が行われないようにするため、年金事務所に申し出ることにより基礎年金番号を変更することができます。	年金事務所
★緊急通報装置の貸し出し	ボタンを押すだけで警備会社を通して110番通報される他、GPS機能が付いているため被害者の居場所を把握することができます、警察官がいち早く被害者の元に駆けつけることができます。	警察署

5 配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

制度	内容	連絡先
●就労や能力開発に関する相談	求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。	ハローワーク 栃木県職業能力開発促進センター とちぎジョブモール
★公的職業訓練	必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。	ハローワーク 栃木県職業能力開発促進センター
★訓練手当	母子家庭の母等が公的職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。	ハローワーク

★母子家庭等 就業・自立支援 事業	女性や母子家庭等の就業や生活に関する相談を受け付けています。	市町 母子家庭等就業・自立支援センター
★母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、就学期間中の生活負担軽減のため給付金を支給します。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定された教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講に要した経費の一部を支給します。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★子育てのサポート	ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」からなる会員組織です。 児童預かり等のサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター
★一時預かり保育	様々な事情によって、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、就学前のこどもを預かります。 ※利用料金は有料です。	市町

カ ストーカー被害に遭った方への対応

《特徴》

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、特定の人に対する恋愛・好意の感情やそれが満たされなかったことによる怨恨の感情を充足する目的から、特定の人やその家族、友人、職場の上司など特定の人と密接な関係がある人に対して行う、次のような行為を「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」と規定して規制しています。

《つきまとい等》

- ① つきまとい、待ち伏せ、押し掛け ②監視していると告げる行為
- ② 面会、交際の要求 ④粗野又は乱暴な言動 ⑤無言電話、連続した電話
ファクシミリ、電子メール、SNSのメッセージ等、⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける ⑧性的羞恥心の侵害

《位置情報無承諾取得等》

- ① GPS 機器等を使用して無断で位置情報を取得する
- ② GPS 機器等を無断で取り付ける

ストーカー行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」などを繰り返して行うことをいいます。

《対応上の注意点》

1 支援者には、被害者の相談内容を重く受け止めるという姿勢が求められます。被害者には、緊急の場合に、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するため、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- (1) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- (2) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- (3) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- (4) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- (5) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- (6) 目撃者がいれば協力を依頼する

《連絡先》警察署

2 ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような対策がとられます。

方法	内容	連絡先
★警察からの警告、禁止命令	加害者から「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」の行為があり、更に反復して当該行為がなされるおそれがある場合は、加害者に対して警察から「警告」、または公安委員会等から「禁止命令等」を出すことができます。 また、「警告」等以外にも、警察に対してストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で加害者を検挙することができます。	警察署
★住民票の写しの交付等の制限	ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者による住所探索を防ぐために、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。 申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。	市町

●無言電話や執拗な電話の対応	ナンバー・ディスプレイや、ナンバー・リクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。	NTT その他の電話会社
★緊急通報装置の活用	ボタンを押すだけで警備会社を通して110番通報される他、GPS機能が付いているため被害者の居場所を把握することができ、警察官がいち早く被害者の元に駆け付けることができます。	警察署

キ 虐待されたこどもへの対応

《特徴》

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」に定義される保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）によるこども（18歳未満）に対する①身体的虐待、②性的虐待、③養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）④心理的虐待をいいます。長期的に適切な養育環境を提供されないことで、こどもの心と体に深刻な影響を与えます。

具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響はこどもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。

また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けたこどもに適切な対処がなされない場合などには、本人が保護者となった時に自分のこどもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待への対応では、何よりこどもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

《対応上の注意点》

- 1 児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。

たとえ、こどもや保護者が通告を拒む場合であっても、こどもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、こども、家族にどのような関わりをしたら良いか、こどもや保護者の訴え、態度等を通告先機関に伝えた上で、こども、家族にどのような関わりをしたらよいかよく相談し、対応することが重要です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第6条、第7条）。

(1) こども自身から告白、相談があった場合

できる限りこどもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」とこどものペースで話を聞きます。こどもの訴えに意見したり、評価したり誘導したりせずに聞いてください。

無理に聞き出さないようにしてください。性的虐待などについてはこども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

(2) 虐待を行っている保護者からの相談により虐待が発見される場合

保護者からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、こどもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

《連絡先》市町、栃木県健康福祉センター、児童相談所

コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、こどもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

2 生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

こどもが大けがをしているなど、児童相談所等に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

《連絡先》警察署、消防署

3 通告後は、通告先機関等において以下のような対応がとられます。

(1) 調査

通告先機関は、通告受理後、速やかにこどもや家族についての調査を行います。

こどもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対しこどもへの通信・面会が制限されます。

(2) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

(3) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び保護者と子どもがともに生活できるよう支援が行われます。

ただし、保護者が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

これらの取組は、市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

4 通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された子どもの多くは、その後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。

地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援について、通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から、引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム — 親権者の懲戒権に関する規定の見直し —

旧民法では、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」として、親権者の懲戒権を定めていました。この規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、令和4(2022)年12月の同法改正でこの規定が削除されました。

また、「親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とされ、児童虐待防止法においても、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正が行われました。

なお、児童虐待防止法第14条第2項では「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

ク 虐待された高齢者への対応

《特徴》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法といいます）」で規定する高齢者虐待とは、養護者（在宅高齢者の介護を行う家族等）及び養介護施設従事者等（施設や居宅サービス等の職員）により高齢者（65歳以上の者）に対して行われる、①身体的虐待、②介護、世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。

また、法律の目的には、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者に対する支援のための措置（負担軽減等）を定めることがうたわれています。

高齢者虐待は、長年の家族関係や介護疲れ、金銭的問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識が薄い場合が多く、また保護者が子を思うが故に虐待の虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい傾向があります。

《対応上の注意点》

- 1 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町の高齢者福祉窓口や地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

(1) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、速やかに市町村に通報するよう努力義務が課されています。

さらに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、単なる努力では足りず、速やかに市町村に通報しなければなりません。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることから、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の变化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

(2) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等は、自分が働く施設・事業所等で職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する義務があります。

養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

これ以外の場合でも、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村への通報努力義務が規定されており、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます。

(3) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村職員には、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています。

《連絡先》市町、地域包括支援センター

- 2 養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後は、市町において以下のような対応がとられます。

(1) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合は、速やかにその内容に関する事実の確認を行います。高齢者の安全確認と、虐待の種類や程度、事実や経過、身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集のほか訪問面接を行い、客観的に確認します。

高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められる場合

には、立入調査を実施することができます。

その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請します。

(2) 援助方針の決定、援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

分離・保護の手段としては、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）と、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置があります。

(3) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する手法として、市町村長による成年後見制度の開始の審判請求があります。

(4) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレス、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等の様々な要因の結果、虐待に至ります。

虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合っています。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談・指導及び助言等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後は、市町等において以下のような対応がとられます。

(1) 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。

対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同じです。また、県とも連携して事実確認します。

(2) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市町村又は県は、高齢者の保護を図ります。

高齢者の生命・身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合などは、市町村又は県は、改善勧告や改善命令、指定取消等、老人福祉法や介護保険法に基づく権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所の業務改善を促します。

3 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等 ★：対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

- ・被害に遭い、どうしてよいかわからない
- ・どこに相談してよいかわからない
- ・課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

対応しうる支援・制度		連絡先
● 総合相談窓口	犯罪被害を受けたことによって直面している課題などを整理し、適切な対応機関を紹介します。	県：くらし安全安心課（P46） 市町：総合的対応窓口担当課（P112） 各警察署（P113） （公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 法テラス栃木（P63）

(2) 心身の不調

- ・精神的につらい、体調が悪い

対応しうる支援・制度		連絡先
● 受診相談、悩み相談	精神的被害を受けた被害者に対し、相談・カウンセリング等を実施しています。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 警察（各相談窓口）（P59） 栃木県精神保健福祉センター（P82） 栃木県健康福祉センター・宇都宮市保健所（P116）

- ・被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

対応しうる支援・制度		連絡先
● 自助グループへの参加	犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65）